

滋賀県清華大学留学支援奨学金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、滋賀県と包括協定を締結している中国・清華大学へ短期留学・インターンシップ（以下「留学等」という。）を希望する滋賀県内の大学（大学院を含む。）（以下「大学等」という。）に在籍する学生に対し、予算の範囲内において奨学金を支給し、日中両国の相互理解と友好交流の促進および人的ネットワークの構築に貢献できる国際的な視野を持った人材を育成するプログラム（以下「県内大学・清華大学グローバル人材育成事業」という。）を実施する。その交付については、滋賀県補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(受給資格)

第2条 奨学金を受給できる者（以下「奨学生」という。）は、次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 当該年度の4月1日現在で、滋賀県内の大学等に在籍していること。
- (2) 当該年度の4月1日現在で、1年以上継続して滋賀県に居住していること。
- (3) 清華大学への留学等で得た知識、経験等を活かして、滋賀県と中国との国際交流の促進に貢献できること。
- (4) 心身ともに健康で、在籍する大学等の長（以下「学長等」という。）の推薦を受けていること。
- (5) 清華大学において学習を行うのに必要な中国語の能力（HSK2級程度）を有していること。

(奨学金の対象経費及び交付金額)

第3条 奨学金の対象経費は、留学等に係る授業料、実習代および学生交流会費とする。ただし、交付金額は年額128,000円を上限とする。

(奨学金の交付申請)

第4条 規則第3条の申請書は、滋賀県清華大学留学支援奨学金交付申請書（別記第1号様式）によるものとし、応募申込書（別記第2号様式）および本人であることを確認するための書類の写しを添付するとともに収支予算書（別記第3号様式）を、学長等を通じて知事に提出するものとする。

- 2 奨学生は、前項に規定する交付申請書を提出するに当たっては、奨学金に係る消費税等仕入れ控除額（奨学金の対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税

率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において奨学金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 学長等は、申請者から第1項に規定する申請があったときは、第2条に規定する申請者の受給資格の有無を審査の上、推薦書(別記第4号様式)を添えて知事に提出するものとする。
- 3 知事は、第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査して交付または不交付を決定し、滋賀県清華大学留学支援奨学金交付(不交付)決定通知書(別記第5号様式)により、学長等を通じて行うものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第5条 知事は、規則第8条の規定により、天災地変その他奨学金の交付の決定後生じた事情の変更により、奨学金事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合には、奨学金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。ただし、奨学金事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 2 知事は、第1項の措置をとった場合は、学長等を通じて奨学生に通知するものとする。

(奨学金の交付決定の取消し等)

第6条 知事は、規則第16条の規定により、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める受給資格を喪失し、または喪失する恐れがある場合
 - (2) 申請書類の記載事項に虚偽の内容があった場合
 - (3) 在籍大学等において懲戒の処分を受け、または成業の見込みがないと判断された場合
 - (4) 正当な理由なく大学等を長期に欠席若しくは休学し、または退学した場合
 - (5) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき
- 2 学長等は、奨学生が前項の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに知事に報告するものとする。
 - 3 知事は、第1項本文の措置をとった場合は、学長等を通じて奨学生に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、滋賀県清華大学留学支援奨学金実績報告書(別記第6号様式)によるものとし、留学等報告書(別記第7号様式)および清華大学が発行する証明書の写しを添付するとともに収支精算書(別記第8号様式)を、学長等を通じて知事に提出するものとする。

- 2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、交付対象事業を完了した日から2週間以内

とする。

- 3 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした場合は、実績報告書を提出するに当たって、奨学金に係る消費税等仕入れ控除額が明らかである場合には、これを奨学金の額から減額して報告しなければならない。

(奨学金の額の確定)

第8条 知事は、規則第13条の規定による奨学金の額の確定の通知を、滋賀県清華大学留学支援奨学金交付確定通知書(別記第9号様式)により、学長等を通じて行うものとする。

(奨学金の交付請求および交付方法)

第9条 奨学生は、概算払により奨学金の交付を受けようとするときは、滋賀県清華大学留学支援奨学金概算払請求書(別記第10号様式)により、学長等を通じて、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、奨学金を奨学生の金融機関口座に振り込むものとし、その口座は日本国内のものとする。

(奨学金の返還)

第10条 知事は、奨学金の交付決定を取り消した場合において、既に奨学金が交付されているときは、奨学金の返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、返還の命令を学長等を通じて奨学生に通知する。
- 3 奨学生は、返還が命じられた場合、知事が定める期限までに返還しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う奨学金の返還)

第11条 奨学生は、補助事業完了後に消費税等の申告により奨学金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式11号様式)を知事に提出しなければならない。なお、奨学金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 申請者および学長等は、第4条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく実績報告または第9条の規定に基づく支払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の奨学金に限り適用する。